

神奈川県がん診療連携指定病院の指定要件の見直しについて

1 神奈川県がん診療連携指定病院の概要

- 「神奈川県がん診療連携指定病院」（県指定病院）は、国が指定する「がん診療連携拠点病院」（拠点病院）と同等の機能を有する病院について、本県が独自に指定する制度である。（平成22年度開始・指定期間は原則4年（再指定可））
- 多くの人口を抱える本県では、患者が住み慣れた地域で、そのニーズに応じた高度で質の高いがん医療を受けることができる体制を整備するため、これまでに県指定病院を7医療圏に15病院指定している（うち3病院はその後拠点病院に指定替え）。

2 指定要件

- 今年度、拠点病院の指定要件が見直されたことに伴い、県指定病院について指定要件の見直しを行う。

＜現行の主な県指定病院の指定要件＞

- ・ 我が国に多いがんについて手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療等の実施
- ・ 院内クリティカルパスの整備
- ・ 緩和ケアの提供体制の整備
- ・ 地域連携の推進体制の整備
- ・ セカンドオピニオンの提示体制の整備
- ・ 年間入院患者数1,200人以上
- ・ がん相談支援センターの整備
- ・ 院内がん登録の実施



＜拠点病院の新指針で追加された主な要件＞

- ① 診療体制
 - ・ キャンサーボードの強化
 - ・ AYA世代のがん患者の生殖機能等に係る相談体制の整備
 - ・ 生殖機能の温存に関する院内または地域の診療科への情報提供、情報共有できる体制整備
 - ・ 長期フォローアップ中の小児がん患者に係る小児がん拠点病院等との情報共有の体制整備
- ② 放射線療法、薬物療法、手術療法、緩和ケアの更なる充実
 - ・ 人員配置、情報提供体制の強化
- ③ 相談支援センター
 - ・ 患者からの相談に対し、相談支援センターと院内の医療従事者が協働できる体制整備
 - ・ がんゲノム医療等自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介できる体制整備
- ④ 院内がん登録
 - ・ 責任部署の明確化
 - ・ 国がん研究センターが提示する標準様式の準拠
- ⑤ 医療安全
 - ・ 医療安全管理者の配置
 - ・ 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じることができる体制整備

3 これまでの見直しにあたっての考え方

- 本制度の主旨は質の高いがん医療の提供であり、がん患者もそれを期待していると考えられることから、拠点病院と比べて医療の質の面で著しい差が生じるのは望ましくない。
- 一方、補助金や診療報酬の扱いにおいて、拠点病院とは差がある以上、「全く同じ」である必要はない。

4 見直し案

- 県として、がん患者が身近な地域で高度ながん医療を受けられるよう、県指定病院には拠点病院と「同等の機能」を求めていく必要があり、その機能強化に向けて、病院の取組みを促していく必要がある。



- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◎ 新指針による要件の充足を求めるが、新たに追加(強化)された要件の充足は努力義務とする。◎ 医療安全については、必須項目とするが、満たされていない項目については猶予期間(2年)を設ける。 |
|---|